

平成24年度第2回愛知県障害者施策審議会会議録

平成24年11月1日（木）

愛知県障害者施策審議会

平成24年度第2回愛知県障害者施策審議会議事録

1 日 時

平成24年11月1日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

3 出席者

荒木委員、宇佐美委員、岡田委員、樫尾委員、河口委員、川崎委員、木全委員、小樋委員、篠澤委員、園田委員、高橋委員、都築委員、長谷委員、林委員、武藤委員、村山委員（16名）

（事務局）

健康福祉部長 ほか

（傍聴者）

1名

4 開 会

〈定数確認〉

9月末をもって愛知県盲人福祉連合会の副会長であった堀崎氏が、連合会役員任期満了に伴い審議会委員を退任され、11月1日付けで新たに連合会理事の篠澤氏が審議会委員に就任したことを紹介した。

〈傍聴及びホームページへの掲載についての報告〉

〈資料確認〉

5 健康福祉部長あいさつ

健康福祉部長の五十里でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ愛知県障害者施策審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回7月26日に開催しました会議におきましては、事務局が整理した障害者施策審議会と障害者自立支援協議会の制度比較を踏まえた各会議の役割について審議していただきました。また、地方分権一括法に基づき都道府県条例で定めることとされた障害福祉サービス等の基準についても御審議していただき、その結果をもとに8月中旬から1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。

本日の会議では、この基準の制定について議題としております。また、先月11日に開催しました障害者自立支援協議会の概要、障害者虐待防止法の施行に伴い、先月1日に障害福祉課内に開設いたしました「障害者権利擁護センター」の概要と対応状況、9月14日に示されました障害者差別禁止法の骨格提言の概要、以上の3点について御報告させていただきます。

本日の会議におきましても、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。

なお、障害当事者の委員につきましては、会議の資料や進め方に関しまして、感想や改善点などについて御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

6 会長あいさつ

本日は、お忙しい中、障害者施策審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今日の主な会議内容は、先ほど、健康福祉部長さんの挨拶にもありましたが、1枚目の紙・平成24年度第2回愛知県障害者施策審議会次第に書いてありますように、検討する事柄が1つと、報告を受ける事項が3つあります。

議題は「地方分権一括法に基づく都道府県条例に定めることとされた基準の制定について」です。報告を受ける事項は、10月11日に開催されました「平成24年度第1回障害者自立支援協議会の概要」、10月1日より施行されました「障害者虐待防止法への対応状況」、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての障害者政策委員会差別禁止部会の意見について」です。

委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、質問していただきたいと思っております。そして、ご遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

簡単ですが、私のあいさつとさせていただきます。

〈議事録署名者指名〉

議事録署名者：河口委員・長谷委員

7 議事

議題（1）地方分権一括法に基づく都道府県条例に定めることとされた基準の制定について
〔事務局からの説明〕

資料1 地方分権一括法に基づく都道府県条例に定めることとされた基準の制定について
障害福祉課 梅村主幹

高橋会長

ただいま説明のありました議題につきまして、ご質問やご意見等があればお伺いします。

宇佐美委員

1点確認したい事があります。非常災害時に市町村・近隣住民との連携に努めるということでございますが、これは先の東日本大震災の状況を鑑みると、ある程度、市町村の防災計画に組み入れていただく必要があるのではないかと思います。その辺りのすり合わせ等はどのようになっているのでしょうか。

障害福祉課 梅村主幹

各市町村に対しましては、県がこのような内容を条例の中の独自基準に盛り込むということをお知らせしてございまして、また、これについてパブリックコメントを実施し、意見を聞いた結果を、通知による周知をすることを考えております。それと合わせて、県議会でご承認をいただいて認められれば、実際の運用でこのような体制をとっていただきたいということを市町村に周知する予定でおります。

高橋会長

これは県の監査があるときにも、この点について当然チェックされることになるんですよね。

障害福祉課 梅村主幹

そうです。直接、事業所等へ伺った際にもきちんと計画書が作られているかどうかの確認をしますし、指導をさせていただくことになります。

園田委員

私たちは、やはり災害のことに興味を持っております。例えば耳の聞こえない人のために、どのような設備があるかよく分からないので、何か資料があったら教えてください。

高橋会長

設備とは、どのようなことをイメージしておられますか。

園田委員

耳が聞こえないので、放送の代わりに光で分かるようなものとか字幕があるとか、そういう設備があるのかどうか分からないのですが。

障害福祉課 梅村主幹

具体的に県の基準として設けようとしている条例そのものの中には、具体的な計画、その計画に従った通報連絡体制の整備ということで、直接設備的なものまで想定して基準を定めることは想定していません。

具体的に、地域の中にあるそのようなものとなると、緊急の連絡通報が目で見えるシグナルが出る設備があると思いますが、実際に整備したり普及したりということは、市町村がどのような体制をとっていくかということになると思います。

実際にこのような計画を立ててやっていくということになると、近隣での災害の際に援護を必要とする障害のある方にどのような緊急連絡体制をとるかとかは、市町村とのこれからの話し合いの中で決まってくるかと思えます。

園田委員

話は変わりますが、通所施設だけではなくて、聾学校の場合、実際にそういう、目で分かる設備がありません。教育委員会の方に要望していても、予算がないというところで断られている状況です。やはり基準がないからだと思うので、基準を作ってください、目で分かるような設備の設置を義務付けるようにしていただきたいと思えます。

高橋会長

大きな問題だろうと思えますが、事務局はいかがですか。

障害福祉課 梅村主幹

今回、県で定めようとしている基準は、障害児・者の施設、障害児・者に福祉サービスを提供する事業者側の基準になりますので、今おっしゃられた学校教育施設等の設備になりますと、基準とはまた別次元の話になると思えますが、そういった部分も必要になりますので、こういった条例を制定することで、特に県として非常災害対策における障害者の方に対する施策としては重要な事項として進めようと思っておりますので、その辺りについては、別の形で教育委員会と話をしていきたいと思えます。

高橋会長

災害は、ある特定の障害の方を選んで起こってくるわけではないですから、障害特性に合わせた配慮をしなければいけないということで、確かにとても大きな問題だと思えます。特別支援教育課の方で何かコメントありますか。

特別支援教育課 鈴木課長補佐

災害につきまして、本課としましては、学校においては生徒指導の観点から、災害について防災教育を含めて進めているところでありますので、今後、他からの様々な情報を踏まえまして、防災教育という観点で指導していきたいと考えております。

岡田委員

障害福祉サービスを利用する方や本審議会に委員として出てきていただいている委員のさまざまな障害特性に配慮した基準を作ってほしいと思います。私たち自閉症や発達障害の人は、言葉だけではなかなか伝わらないという特性もありますので、それぞれの障害に配慮した非常災害対策を基準として作っていただきたいという要望があります。

高橋会長

この基準を見ますと、一般的な計画を立てるようになっていることになっていますよね。今の2つの御意見を合わせると、サービス利用者の特性に配慮した、障害それぞれの計画が必要だということかと思えます。その辺のことについては、いかがでしょうか。

障害福祉課 梅村主幹

基準はここに書いてあるような形で抽象的でありますけれども、県で定めようとしている基準の中には、ここには示しておりませんが、もっと広い一般原則として、措置については障害児・者の利用者の方の意思や人格を尊重して、またその保護者の方の立場に立って、サービスが提供できるようにすることを大原則として定めておまして、それに従って各基準の中で運用していくということになります。計画も障害児・者の方たちの立場に立って作っていく必要があると思っています。これは基準でございますので、まず大きく定めまして、具体的に運用、実際に計画を作ってください段階で、もう少しきちんと、それぞれ個別審議した形にしていくということです。基準を定めて、それを運用していく中でもう少し具体的に対応していきたいと思っています。

岡田委員

条例の中に障害児・者の特性を入れるというのは難しいのでしょうか。

障害福祉課 梅村主幹

これは災害に限った条文になりますけれども、条例のおおもとのところの通則に、障害福祉サービスを提供する事業者の一般原則として、先ほど申し上げました障害児・者の意思や人格を尊重して、それぞれに合わせたサービスを提供するよう定めなければならないというように、通則に定めるよう予定をしております。すべての基準において、障害福祉サービスを提供する事業者は大原則にきちんと従ったうえでやらなければならないと、全体にかかってくるような定めをしたいと思っています。

障害福祉課 西村課長

今、非常災害対策について園田委員、岡田委員からご質問がありました。

今回お示ししたのは条例の文案ではなくエッセンスといいますか、骨子でございますが、法令の中には個々の障害特性に応じた必要な設備や対応というのは書けないものですから、言葉とすると、それぞれの障害に応じて必要な設備を置くというように法令上は整理をされるかと思えます。先ほど梅村主幹からも説明がありましたように、指導・監督については、それぞれそうした配慮がなされているかは個別の指導をさせていただくというこ

とで対応していきたいと思っております。

高橋会長

これは条例ですから、実施要領のようなものが作られるということでしょうか。

障害福祉課 梅村主幹

実施にあたっては、通知を出す予定です。

高橋会長

迅速に的確な情報が得られて災害時の避難ができるということが大事だと思いますから、意思や人格に配慮したというとても抽象的な表現ではなく、通知のどこかに、障害特性に応じたとか、配慮した計画を立てるよという言葉が入るといいのかなと思います。それぞれきつとみなさん、お困りだと思いますので。

障害福祉課 梅村主幹

分かりました。これは、今回県の独自条例として非常災害対策を設けるところでございますので、通知においては独自の非常災害対策の運営にあたって、具体的にこういったことに配慮してくださいという文言を明らかにして通知をしていきたいと思っております。

高橋会長

他のところにはない意欲的な内容を盛り込まれるということで、それはとても積極的でよいと思っておりますけれども、今言ったようなご意見がありますので、ご配慮いただけたらと思います。よろしくお祈りいたします。

園田委員

今話合いましたように、条例に出す中で、要領を作って、その中で具体的に設備について書かれればいかなと思っておりますが、今後審議して改正されていくということですか。

高橋会長

実施に当たって、これがどのように市町村に下りていって、実際に施行されるのか、イメージがしにくいところがあると思うんですね。その辺のところを少し説明していただくと園田さんも安心できるかなと思います。

障害福祉課 梅村主幹

今ご説明した、条例における独自基準は、条例の条文ということになります。いわば、法令そのものです。次に、この条例が制定されましたら、これを実際運用していただく事業者の方には、運用にあたって、この条例を実際どのように運営していただくかという通知を出しまして、この条例の意味、あるいはこの条例はこういう趣旨で設けたものですので、実際の運営にあたってはこのような形で、条文のこういったところに照らして実施をしてくださいという通知を出すことになると思っております。県としては、こちらの方で具体的な形をお示ししていくということです。

村山委員

県の独自基準のうちの、記録の整備に関連してご質問させていただきます。

前回の審議会において、制定の理由について、虚偽請求の返還に対応するためとご説明がありました。県の事案の中で、虚偽請求は多いとお考えでしょうか。私はこの独自基準が、指定障害福祉サービス事業所の質の確保の具体策の一つと受け止めましたが、その理

解で正しいでしょうか。私たち障害当事者にとって、利用できる良質なサービス事業所が増えていくことは大変助かることです。逆に、昨日ないし本日の新聞報道で、県内のケアホームが書類を偽って報酬を不正受給したとして指定を取り消されたとありましたが、報酬を不正受給するような事業所が放置されることは、大変困ります。なぜなら、安心して事業所を利用することができないからです。

就労継続支援 A 型事業所などが急増し、問題も増えていると聞きますが、県の現状はどのようなのでしょうか。もちろん多くの事業所は適正に運営されていると思いますし、過度な管理や監督を望んでいるわけではありません。ただ、私たちの気持ちを分かっていたいただきたいと思います。いずれにせよ、今回の基準の制定を機に、障害福祉サービスの質の確保、向上につながる施策の充実を切に望むものです。ちょっと長くなりましたけれども、こういう意見があったということで、少し質問も含んでおりますので、できる範囲でお答えいただければと思います。

高橋会長

条例案には賛成ということですね。

村山委員

この条例に賛成なのは確かですが、サービスの質の向上について色々な機会に取り入れていただきたいという意見です。

障害福祉課 梅村主幹

独自基準で、記録の整備を設けたことについてですが、直接には報酬に関わる記録ということで、当然不正事例等で返還が生じるということがないように抑制するという意味合いはありますし、村山委員がおっしゃられたように、事業者はサービスを提供して報酬をもらおうと、報酬ということは公費で、それは県民の方が税金として納めたものであり、また利用者が負担をする部分もあるということで、サービスの提供というのは、本当に公的な責任において実施をするものであり、報酬もそうした公的な責任において良質なサービスを提供したことで受けられるという、そういう意味合いで、報酬は非常に重大なものという自覚を持って、事業者の方には記録の整備をしていただくことでもありますので、村山委員がおっしゃるように、それがサービスの質の確保につながるものであるという趣旨で設けることでお考えいただいて間違いありません。

昨日、今朝の新聞で報道されましたように、ケアホームの指定の取り消しの処分をしまして、合わせて、受けていた報酬を返還するようとなっております。新聞等をご覧になった方はご存知かと思いますが、指定を受けるにあたって、サービス管理責任者という、まさしくサービスの質を確保するために配置される、まさしくサービスの質に関わる、サービスを提供し管理する責任者の実務経験証明書を虚偽で書類を作成したとして取り消しをしたということでございます。これはサービスの質の確保という点で、非常に大きな不正の手段による指定であったことから、取り消しの処分をしたところです。

私どものほうでは過去におきまして、自立支援法が制定されまして、自立支援法によるサービスを提供していた事業所で、その事業者の取り消しの処分をしたというケースが2事例ありまして、今年の3月に就労継続支援事業所の指定の取り消しをしたものが1件、それから、平成22年8月にヘルパーステーションにつきまして指定の一部の効力を停止したという事例があります。

これを多いとみるのか、少ないとみるのかはあるのかと思いますが、昨日県として処分した事例もそうですけれども、今後、やはり県としてはきちんとした事業者による適正なサービスが提供されるように、事業者の指定の申請の時点、申請の前の相談の時点からき

ちんとサービスが提供されるように、一層嚴重に事業所に対する指導や審査を行っていきたいと考えております。

高橋会長

他にご意見もなく、この条例改正についてはみなさんご了承いただいたということで、次の報告事項にうつりたいと思います。

報告事項（１）平成 24 年度第 1 回障害者自立支援協議会の概要

〔事務局からの説明〕

- 資料 2-1 平成 24 年度 第 1 回障害者自立支援協議会概要
- 資料 2-2 愛知県障害者自立支援協議会について
- 資料 2-3 相談支援アドバイザー会議における検討事項について
障害福祉課 梅村主幹

高橋会長

ただいま説明のありました報告事項につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

篠澤委員

点字でいただいた資料ですので、落ちていないのかもしれないですけど、同行援護については県内のどこでも同じように受けられるようにしてほしいという意味で日盲連から厚労省へ出したのですが、私が読ませてもらった資料の中で、自立支援協議会で検討されたということの中に書いてありませんでした。

それが今回の自立支援協議会の中でどのような検討をされたのか、あるいは全くされていなかったのか、現在、市町村が同じような形で視覚障害の方に対する差別なく行われているのかどうか、それをお尋ねしたいのでお答えください。

障害福祉課 宇佐美課長補佐

自立支援協議会については、先ほどご説明いたしましたように、法律改正の後、初回ということでございまして、まず施策審議会と自立支援協議会の関係性についてですとか、あるいは設置要綱の制定ですとか、専門部会の一部変更がございましたのでそういったことを承認いただきましたので、今回の議題の中では同行援護については触れさせていただいておりませんでした。

その後どうするのかということですが、市町村の状況につきましては、今後、各福祉圏域で開催されている圏域会議における報告を、11 月の中旬に相談支援アドバイザー会議というのを開きまして、そこで地域アドバイザーですとか、市町村の方からご報告いただきますので、その中で触れられている市町村の自立支援協議会がありましたら、報告があると考えておりますし、私どもも必要に応じて圏域会議の方へ投げかけをするということをさせていただきたいと思っております。

篠澤委員

今お話しされたことの裏側を考えると、本当にやってくれる気があるのかないのかなとよく分かりません。今回もらった資料を全部読みましたが、後ろの方にある、差別がないという意味から言えば、そういった問題が自立支援協議会が出たのか出なかったのかだけでいいですから、教えてほしい。

各地で県の指導で動けるようにしていただけたら、県内の障害者が助かるんじゃないか

などと思いますので、質問させていただきました。よろしく願いいたします。

障害福祉課 西村課長

同行援護についてですが、結論から申し上げますと、前回10月11日の自立支援協議会の中では同行援護そのもののサービスについての議論はございませんでした。ただ本日の資料2-1にあります4の議題(1)のところで、上から4つめの・(ボツ)で、障害福祉計画の中でそれぞれのサービスの実態を今後どういうふうを示されるのかというご質問がありまして、それにつきましては、各市町村が実施をしておりますので、そうした状況を取りまとめて、第2回の2月くらいになるかと思いますが、自立支援協議会で図ると。さらには、3回目の審議会の方に施策の監視という形になりますけれども、進捗状況や、遅れている点はどういうところかということについて御審議をいただくという段取りにさせていただきたいと思っておりますので、そうした中で今年の10月から自立支援給付としてスタートしまして、まだ十分ではないと想像されますけれども、そうした実施状況について御報告と御審議という形になるかと思えます。

高橋会長

視覚障害者の方にとっては、非常に大きなサービスの始まりですよ。

篠澤委員

はい。できるだけ、よろしく願いします。

高橋会長

1年間の評価の流れについては、お分かりいただけましたか。

実際に取り組んで、最終的に報告書を出してもらって、そして県全体の動きをまとめると。それを、またこの審議会ですべてを報告していただいて、評価するという流れになるかと思えます。また年度末の会議には結果が出てくるので、ご注目いただければと思えます。

園田委員

盲人の方が発言されましたけれども、盲聾者の方たちがみえます。ある調査によりますと、盲聾の方が30人いると聞きました。しかし、移動支援などの利用がゼロだと聞きました。つまり、国の制度があるのに使えないということです。それはなぜなのか、疑問に思っています。制度の利用状況について指導のようなものがなされているのでしょうか。多分、自分で契約をしないと派遣ができないということは難しく、しかし、情報がなければそういう利用ができることも知らない方もたくさんいらっしゃると思うのですが。

高橋会長

これも重要な問題ですね。まず、盲聾の重複障害の方の実態が分かっているのでしょうか。そしてその利用状況についても。

障害福祉課 梅村主幹

実際に、盲聾者の個々の方がどのようなサービスを利用されているか、または利用していないかということは、県としては現時点では把握しておりません。

高橋会長

利用実態が分からないわけですよ。そうすると、次回の自立支援協議会で実施状況について報告していただくときに、それぞれの圏域で盲聾者の方がどれくらいおみえになるのか、そしてそういう方がどういう福祉サービスをどれくらい利用しているのか、分かる

範囲内で調査をしていただくというのはいかがかなと思いますが、可能ですか。

障害福祉課 梅村主幹

やはり、実際の障害当事者の方がサービスをどのように使っているのかということは、計画の進捗を考えるうえで当然必要ですし、サービスの基盤整備にも必要になりますので、できる限り実態が把握できるように調査等をしたいと思います。

高橋会長

園田さん、それでよろしいでしょうか。では、調べていただいて、3回目の審議会で特にそのような点を取り出してご報告いただきたい。同行援護についても同じですよ。そのようにしていただくと実態も分かって、ご意見もいただけるとと思いますので、よろしくをお願いします。

岡田委員

自閉症には聾の方もいらっしゃって、結局手話ができるヘルパーさんが少ないということで、福祉サービスの利用がなかなかできないという会員さんもおられますので、そういうのも調べていただくこともできますでしょうか。

高橋会長

いかがでしょうか。なかなか難題が出てきましたね。

障害福祉課 梅村主幹

そうですね。障害を重複してお持ちの方にとって、既存のサービスは非常に使いにくい、そのサービスがその人にふさわしいのかという問題もあるかと思いますが、どういう形で調査ができるのか、私どものほうでも内部で検討させていただきたいですし、うまく的確に調べられる方法について、逆にいいアドバイスがいただければ助かりますので、またその辺りを相談させていただきたいと思います。

高橋会長

それでは、連携をとってお願いします。

長谷委員

前回質問させていただいた、施策審議会と自立支援協議会の関係について分かりやすくしていただいております。県の自立支援協議会と、市町村で行われている自立支援協議会の関係性について教えてください。市町村まで下りてくると、かなり色々な様子が変わってきて、県内でもかなり温度差が出てきているなというのを、色々な市町村の会議に出させていただいたときに思います。自立支援協議会において、県から市町村への指導は、圏域アドバイザーがそこに入ってやるということによかったのかどうかはまず一つ目の質問です。

施策審議会には実際にサービスを受ける側の委員が入っていますが、県も市町村もそうだと思いますが、自立支援協議会はサービスを提供する側が参加されていることが多いかなと思います。自立支援協議会にサービスを受ける側の委員が入っているかどうかをお聞きしたいです。

高橋会長

自立支援協議会の実態について、よろしくをお願いします。

障害福祉課 宇佐美課長補佐

まず、県と市町村の自立支援協議会の関係ですが、この前の施策審議会で資料をお配りさせていただきましたけれども、市町村は独自に自立支援協議会を設けておりまして、県の自立支援協議会に直接的に結果が上がってくる等の関係があるというわけではございません。先ほど長谷委員がおっしゃられましたように、地域アドバイザーという方がいらっしゃいまして、その方が全て市町村の自立支援協議会に参加されておりますので、そういった方たちを通して市町村の自立支援協議会の状況を県が把握すると、あるいは県の方で地域アドバイザーを通して市町村の協議会にお伝えしていくという関係になっております。

それから、当事者についてのご質問でございますけれども、自立支援協議会につきましても、当事者の方に入っていておりまして、構成としましてはサービス提供者の方ばかりではなくて、ほぼ施策審議会にならった形で委員をお願いしておりまして、前回の審議会で施策審議会と自立支援協議会の役割分担という話がありましたので、一部重なって委員になっていただいていた方もいらっしゃいましたが、そのような方につきましても役割の違いを際立たせるという意味を持たせまして、施策審議会では団体の長になっていただいて、自立支援協議会は地域に密着して動いていただきやすいという方で、長ではない方をお願いしておりまして、役割分担もはっきりさせていただいております。

当事者の方につきましても、身体・知的・精神の方に当事者として参加していただいておりますので、施策審議会と同じような形でご意見をいただけると考えております。

長谷委員

ありがとうございました。今、県の方は当事者の方がしっかり入られているということでしたが、多分市町村に下りてくると、そういうものがなくなってきていて、サービスを提供する側のみであったり、相談支援をする側だけの会議になりがちになっているのではないかなと思うので、昨今は会議における男女の比率など色々なことが言われていると思いますけれども、県の方から、当事者の方たちができるべく入っていくような指導をしていただけるといいなと思います。

高橋会長

また今度第2回目の自立支援協議会がありますよね。施策審議会の方からそういう意見が出たと、それを踏まえてその辺の委員の構成について働きかけるようにということを報告しましょうか。アドバイザーの方にも、そのようなアクションを起こしてほしいというようにしていってどうかと。国の審議会についてはホームページを見ると構成員が一覧で出てきますよね。できれば、愛知県の54の各市町村の自立支援協議会の構成員比について、特に障害のある当事者の方の割合について何か調査ができるといいですね。それを見ながらモニターしていけば、その辺りのことはチェックできると思います。そのような形でいかがですか。よろしいようなので、そのようなことでよろしく申し上げます。

報告事項（2）障害者虐待防止法への対応状況

〔事務局からの説明〕

資料3-1 障害者虐待防止法への対応状況

資料3-2 市町村障害者虐待防止センター連絡先
障害福祉課 梅村主幹

高橋会長

ただいま説明のありました報告事項につきまして、ご質問やご意見等があればお伺いし

ます。

木全委員

虐待防止法の対象というのは、学校内と病院内でのことは対象外であるということでしょうかを確認したいです。

障害福祉課 梅村主幹

そうですね。この虐待防止法で定められた障害者の虐待というのは、そもそも、法におきましては3つの類型がありまして、まず養護者による虐待、障害者福祉施設の従事者による虐待、障害者を雇う企業の利用者による虐待、この3つを法律では障害者虐待ととらえています。ですから、今言われた学校、病院は対象とはなっていません。

木全委員

法律がそうなっているものですから、ここで論議する問題ではないのかもしれないけれど、学校内では少ないと思いますけれども、病院といいますか、精神病院の中ではずいぶんあるというように私は思っています。というのは、現実には私は深刻な相談を受けておりますので。法律で対象外ならここで論議する問題ではないかもしれないけれども、少なくとも私は、一般社会では虐待防止法というのがあるということ、病院にも周知をしていただくと、自分達も気を付けないといけないなと思いますので、あなた達は対象ではないけれども、一般社会では虐待防止法というのがあるということ、病院やその関係者に周知をお願いしたいと思います。

それと同時に、病院内や学校でもあってはならないことですから、本来法の対象にすべきだろうと思いますので、国からの意見聴取があった時などには県の方が考えていただきたいと思います。

障害福祉課 梅村主幹

そうですね。木全委員がおっしゃられるように、法では直接虐待、それを加害行為（虐待）ととらえておりませんが、特に学校とか保育所に通う障害児の方、医療機関を利用する障害者に対する虐待は当然あってはならない話ですので、法の中でも、防止のための措置は学校の場合は学校の長、医療機関の場合はその管理者がきちんとした形で、従事者・従業者に対し障害者虐待防止のための研修だとか意識の啓発をするようにということは位置づけられておりますので、私どもとしても周知をしていく必要があると思っております。

高橋会長

特別支援教育課の方では、虐待防止法を受けて学校へ何か周知をされたのでしょうか。地域の学校の問題については特別支援教育課の担当ではないかもしれませんが、よろしくお願いします。

特別支援教育課 鈴木課長補佐

文部科学省からも障害者虐待防止法に関して、10月1日から施行されることを含めた通知がされましたので、それを学校へ通知をして、周知徹底を図るということで対応しております。

高橋会長

私的なことを申し上げますけれども、昨日ですが、県の特別支援教育関係の校長先生の

集まりで話をしました。その時、校長先生方はよく理解して受け止められておられました。
医療サイドの方はいかがですか。コメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

こころの健康推進室 中島室長

今、木全委員からご指摘のあった件ですけれども、精神科病院の関係ですと、虐待そのものを想定したものではございませんが、精神保健福祉法に基づきまして、患者さんが処遇について何かご意見があるときは、県の精神医療審査会に申し出ができるという制度があります。医療従事者が虐待するということはあってはならないことですが、まれに新聞等でそういった報道がされることもあります。そういう意味では、こういった法律の整備がなされたということを精神科病院に周知をしていくことも必要と考えますので、情報提供をさせていただきたいと思います。

荒木委員

資料3-2に市町村の虐待防止センター連絡先というものがあまして、各設置場所ということで、色々な市町村のセンターだったり障害福祉課だったりがありますが、休日・夜間の場合ですが、虐待という問題は休日でも夜間でも見つけ次第連絡をするということになると思うんですが、この中には1か所の電話番号で済むところと、休日・夜間と分かれているところもありますが、こういった連絡先がきちんと機能するかどうかというのは、やはり県のほうできちんと把握するということがされていくのでしょうか。

障害福祉課 宇佐美課長補佐

連絡先につきましてですが、まず直営でやっている市町村が49あります。あと、委託は社会福祉協議会ですとかNPO法人、有限会社となっておりますが、ほとんどが市町村の各課室の中に設置されておまして、この日中の電話番号につきましては直接各課室につながるようになっております。夜間につきましては、宿直の対応になりますので、宿直がとれる電話番号ということで、代表の電話番号が書いてあります。

委託先につきましては、日中の委託先の固定電話ですけれども、夜間は担当者の携帯電話へ切り替えるということになっておまして、24時間必ず連絡がとれるようになっております。日中は私も電話をかけてみまして、ちゃんと全部つながりまして、対応されておりました。申し訳ありませんが、夜間はまだ電話をかけておりませんので、また機会をとらえて、しっかり連絡体制がとれているか確認していきたいと思います。

高橋会長

把握に努めているということですね。ご苦労様です。

園田委員

連絡先の資料を見ますとよく分からないのですが、もし虐待を見て、耳の聞こえない方がそれを見つけた場合、どうやって連絡したらよいのでしょうか。Faxとかメールとか、考えていただいていないのでしょうか。

障害福祉課 宇佐美課長補佐

そうですね。おっしゃるとおり、今気づきまして、電話だけの対応になっておりますので、市町村には各課室にFaxがありますので、またFax等の連絡先につきましても確認させていただきたいと思います。

長谷委員

今、園田委員の質問に関連してなんですが、多分、夜間・休日はそれぞれ携帯を活用されていると思うのですが、Faxでの対応というのはなかなかどこも出来ていないのではないかなと思いますので、それも合わせて調べていただけるとよいかと思います。

障害福祉課 宇佐美課長補佐

承っておきます。夜間ですと、代表者の宿直のところにFaxが届くのかどうかということを含めまして調査させていただきますので、そこにFaxが流れれば、担当者の方の携帯につながるというシステムになっていると思いますので、その点も一緒に確認させていただきます。

高橋会長

それでは、期待して待ちたいと思います。よろしくお願いします。

園田委員

ちょっと関係ない話ですが、消防署にFaxができるようになっていきます。とてもよいと思いますけれども、実際にあった、ある県の話ですが、消防署にFaxをしたところ、そのあと消防車が来たのは9時間後だったという話があります。電話だとすぐ対応されるのですが、Faxは来てもすぐに見られず、Faxが来てもなかなか気づいてもらえなくて遅れたということもあります。やはり、電話とFaxが別になっているところが多いと思いますので、Faxが来たら分かるように何かランプが光るというようなことにしてもらえるといいかなと思います。

高橋会長

よい意見かと思いますが、何かコメントありますか。

障害福祉課 宇佐美課長補佐

私たちがなかなか気づかない点について、貴重なご意見をいただきましたので、それも合わせて市町村へ確認をして、できる限りの対応をしていくように周知したいと思います。

高橋会長

そうですね。他の領域でも関係しているかと思いますが、庁内の幹事会などでもご報告いただければいいのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

まだ、スタートしたばかりですので、啓発と体制の整備というところかと思いますが、今後も期待したいと思います。

報告事項（3）「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての障害者政策委員会 差別禁止部会の意見について

〔事務局からの説明〕

資料4-1 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての障害者政策委員会差別禁止部会の意見について

資料4-2 障害者差別禁止法の骨格提言から見た今後の県の取組について
障害福祉課 奥澤主幹

障害福祉課 奥澤主幹

今回の会議開催にあたりまして、質問票の形で、小樋委員に事務局からいくつか質問を

させていただきます、ご回答をいただいております。お答えいただいた内容は、会議中にみなさんにお知らせしてもよいということでご本人の了解をいただいておりますので、最後にその一部をご紹介します。

まず質問の一点目ですが、障害があることで他の人と違うようにされて嫌な気持ちになったことがありますかという質問に対しては、職場の上司に理解してもらえなくて自分ができないことを強く言われたり、障害の種類で差別される、そうしたことはハローワークでもあるということでした。またそのようなことをなくすために、みんなにどのような取組をしてほしいですかという質問には、一人一人とちゃんと向き合って理解してもらえること、というお答えをいただきました。また、障害のある人のためにしてほしいこととしては、働く場所や移動手段がほしい、その他、みんなに分かってほしいこととして、障害者のみなさんは頑張っています。応援してほしいです、ということで思いをお寄せいただきました。小樋委員、ありがとうございました。

高橋会長

概要についてはみなさんお分かりいただけたかと思います。この点について、ご質問やご意見等があればお伺いしたいと思います。これも我が国にとっては画期的な法整備に向けての第一歩かと思っておりますので、どうぞ。

園田委員

資料4-2の2でよく分からないところがあります。県の実施すべき取組の※のついてるところです。例外とする場合、財政的なコストとありますが、例えばの話ですが、今まで聾啞者に対して手話通訳の派遣をしていますけれども、ヘルパーの養成のために手話通訳をつける場合には毎回手話通訳をつけなくてはいけなくて、やはり予算がとてまかかるので、つけられないという例もあるのですが、これも関わりがあるのでしょうか。

障害福祉課 奥澤主幹

非常に関係してまいりまして、ヘルパーさんをきちんとつけて、障害のある方も支障のないようにしなくてはいけないという合理的配慮の提供ということになりますけれども、ただし、経済的・財政的なコストといえますか、県でいえば予算の制約がどうしてもありますので、それで明らかに難しいと判断される場合は差別には当たらないという判断になっています。

園田委員

おかしいと思われませんか。ある人が仕事を探していて、福祉関係のヘルパーの仕事がしたいということでした。やはり聞こえる人と聞こえない人ではコミュニケーションができないので、今、自分のところで耳の聞こえない人を対象にヘルパーの養成をしているんです。聞こえない高齢者と話ができるように、お互い聞こえない者同士、サービスが提供できるようにという目的で養成をしているのですが、民間で要請をしているところもありますが、耳の聞こえない人が資格をとりたと思って、講義などの実習も含めて手話通訳をつけてほしいということも考えて市町村派遣に申し込むのですが、市町村の方から何回ですかという問い合わせがあつて、その回数が多いために、行政は予算がないので申し訳ないのですが手話通訳者の派遣は認められませんというような報告をいただく場合があります。私たち、聞こえない者が仕事をしたいと思って資格をとりたくても、資格がとれないわけです。それは差別ではないのでしょうか。

高橋会長

コミュニケーションバリアが解消されないと、職業の平等が保障されないのではないかと
というご指摘だと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 奥澤主幹

確かに、必要な合理的な配慮が提供されていないということにはなると思います。ただ、市町村によって財政規模も色々違ってきますので、どうしても市町村の財政で対応できないという場合ですと、差別禁止法に違反するということにはなっていないと思います。ただ、法律違反ではないですが、行政としてできる範囲で取り組んでいくべきだということになってくると思います。

篠澤委員

今の質問ですけれども、視覚障害の人が仕事を見つけた場合でも、そこへ行くにも道が分からないので、訓練のために3か月付き添いをお願いしますとなっても、同行援護あるいは自立支援協議会でそういうふうにしてもよいと書いてないんですよね。そこに大きな差が出てきているのではないかと思います。したがって、今、聾の方が言ってみえるような問題は、世の中にいっぱいあります。県でも各市町村でもそうですけど、障害によって差別がすごく変わるので、身体・知的・精神の3つのいずれかの障害に分けられて困った人がたくさんいます。ですから、今の障害者基本法を見ると、障害がひとかたまりにされた割には、全部同じサービスが受けられるのではなくて、サービスの違う形、差別があるんです、法律の規則の中にも。そのようなものが規則にあるので、愛知県として独自で何とかしてほしいなと思います。そうすれば、聴覚障害者の園田さんの話も可能になってくるのではないかなと私は思っています。

高橋会長

今の話は、多様性や差異の尊重というところだと思います。障害といっても、特に視覚障害や聴覚障害の方は障害の中でもまだマイノリティーだと、しかもその中でも盲聴覚障害や盲自閉症という方もおられると思いますけれども、そういう方はさらにマイノリティーだと、そういうところまで目配りがきいていないじゃないかと、その辺のところもこれからどんどん出していただいて、少しでも改善していくようにしなくてはいけないなと思います。県の方でもご留意いただきたいと思います。他によろしいでしょうか。

長谷委員

今、篠澤さんと園田さんから出たことですけれども、多分コストのことを提示すれば、ほとんどのことが合理的配慮のところでは法律違反にならなくなってしまうと思います。きっと差別禁止法はこれから工夫が必要な法律だと思います。コストのことだけ考えれば一人ひとりに手話通訳をつけることが難しいのであれば、聴覚障害の方を集めて何か所かで養成講座を開くとか、昔、知的障害の方でそのような養成講座があったかと思いますがけれども、コストの加減でこれは法律違反ではないからできませんということではなく、色々な考え方、工夫をまず国や県が、一番身近なところでは県がすべきではないかなと思います。私たち障害当事者にとって、合理的配慮は差別禁止法ではすごく希望の光のところでもあるので、そのところを考えながら、みんなで工夫しながらやっていけたらいいなと思います。

障害福祉課 西村課長

今、3人の委員から意見をいただきました。合理的配慮の不提供が基本的に差別にあたるというか、今後法律に基づく趣旨の大きなところでもあります。それに基づいて今後法案

が提出されると思いますが、財政的コストにつきましても、非常に過度なコストということで、単なるコストがかかるというのは差別に当たるということになるかと思いますが。いずれにしても今、工夫するというご意見もいただきましたが、私どももできる中で様々な工夫をしてこうした問題を可能な限り対応していけるよう努めてまいりたいと思います。

高橋会長

ありがとうございました。これから法制化が進むにあたって議論も進むと思います。その過程の中で意見を出していただいて、県としてはどのような備えをするのかというようなことをこれからみなさんで検討していけたらなと思っております。そのためにも県は随時、進捗状況の情報提供をしていただいて、みんなで議論を深めていけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

時間がまいりました。まだまだご意見をお持ちの方もいらっしゃるかと思いますが、申し訳ありませんがこの辺で終わらせていただきたいと思います。

まだ会議は続きますので、次回にでもよろしくお願いします。みなさん、御協力いただきまして、有益なご意見もいただきまして、誠にありがとうございました。事務局の方も今日のご意見を尊重していただいて、取り組みを続けていただけたらなと思います。

以上で、平成24年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人

印

署名人

印